

気候クラブ設立に向けた国際的な議論が加速

Topics

- ▶ 6月のG7サミットで、各国首脳は年内の「気候クラブ」の設立に向けて協力することに合意。
- ▶ 気候クラブは、気候変動の緩和努力を他国任せにする「フリーライド（ただ乗り）」を防ぐための仕組み。クラブ設立を提唱するノーベル賞経済学者のノードハウス氏は、クラブ内の目標炭素価格の設定と非クラブ国へのペナルティとして関税の賦課を提案。
- ▶ UNEP FIの分析は、クラブ設立による経済への影響が、ペナルティとなる関税等から得られる税収の使途に大きく左右される可能性を示唆。

エコノミスト 枝村 嘉仁

G7各国は気候サミットの設立に合意

6月下旬、ドイツのエルマウでG7サミット（主要7カ国首脳会議）が開催されました。サミットにおいて各国は、ウクライナ危機をはじめ幅広い議題について議論を交わしました。気候変動問題も議題の一つとして取り上げられ、最終日に採択されたG7首脳声明には、エネルギー価格の高騰やロシアへのエネルギー依存からの脱却について協同して対応していくこと等が盛り込まれました。また、昨年の第26回気候変動枠組み条約締約国会議（COP26）で掲げた高い気候変動関連目標についても、引き続き堅持していく姿勢も示されました。

さらに、今回のサミットで各国は、「気候クラブ」の年内設立に向けて協力して取り組むことで合意しました。また、各国は首脳声明と併せて採択した「気候クラブに関するG7声明」の中で、気候クラブを構成する3つの柱を示しました（図表1）。

気候クラブの概要

気候変動問題は、大気中の温室効果ガス濃度という、グローバルな公共財について扱う問題です。ある国が気候変動を緩和させるために、温室効果ガスの排出削減努力というコストを負担することによって得られる便益は、排出削減に消極的な国を含めた全ての国が享受することができます。そのため、各国には緩和努力を他国任せにする「フリーライド（ただ乗り）」のインセンティブが存在します。それにもかかわらず、過去の気候変動問題に関する国際協調の枠組みでは、各国の自発的な努力に取り組みの成否が委ねられてきました。こうした枠組みの在り方が、気候変動への対応の遅れを招いてきたとの見方があります。

この問題への解決策として、ノーベル賞経済学者であるウィリアム・ノードハウス氏が提唱する仕組みが「気候クラブ」です。仕組みとしては、高い気候目標を共有する国家間でクラブを設立し、気候変動対応で協力するとともに、非クラブ国に対してはクラブ全体でペナルティを課します。その結果、気候変動対応に消極的な非クラブ国に、対応を強化してクラブへ参加するインセンティブが生じるため、ただ乗りを防止できるとされます（図表2）。

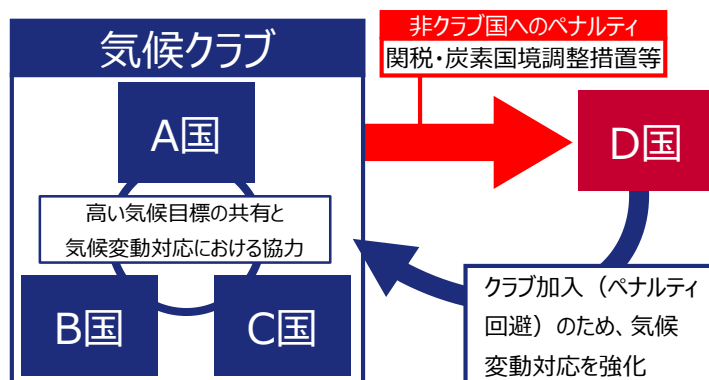
ノードハウス氏は、クラブ内で高い気候目標を共有するための仕組みとして、クラブ共通の目標炭素価格の設定を提唱しています。また同氏は、非クラブ国へのペナルティとして、一律の関税賦課を提案しています。

図表1 気候クラブの3つの柱

(1)	野心に整合する政策の実行、排出量算定・報告メカニズムの強化、そしてカーボンリーケージへの対抗を通じ、排出集約度を押し下げる野心的で透明性の高い緩和政策を推進（ベストプラクティスの共有、 明示的カーボンプライシング 、緩和策の有効性・経済的影響の評価手法に関する共通理解の確立等）。
(2)	脱炭素化を加速するため産業を共同で変革（産業脱炭素化アジェンダ・水素行動協定・グリーンな産業製品の市場確立等）。
(3)	気候行動を奨励及び促進し、気候協力による社会経済的便益を引き出すとともに、公正なエネルギー移行を促進するため、パートナーシップと協力を通じて国際的な野心を強化。

出所：「気候クラブに関するG7声明」を基にアセットマネジメントOneが作成

図表2 気候クラブの仕組み



出所：各種資料を基にアセットマネジメントOneが作成

次ページへ続く

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

削減量を最大化するためには、高い目標炭素価格の設定が必要に

今回採択された声明において、ノードハウス氏が提唱する目標炭素価格の設定は明記されませんでした。もっとも、声明では「野心的かつ透明性の高い緩和政策」の一つとして炭素税の導入等を含む「明示的カーボンプライシング」が挙げられています。また、気候クラブの設立に向けた議論を主導するドイツは、クラブ内で共通の炭素価格を設定することを提言するペーパーを過去に発行しています。こうしたことから、将来的にクラブで目標炭素価格が設定される可能性は否定できません。

その際に注目されるのが、目標炭素価格がいくらに設定されるかという点です。この点について、クラブの目標炭素価格の水準と世界のGHG排出削減量の関係に関するノードハウス氏の分析が参考になります(図表3)。同分析の中でノードハウス氏は、ペナルティとなる関税の税率別に試算結果を示しています。同試算によると、排出削減量を最大化するためには、関税率が10%の場合は目標炭素価格を160ドル程度、5%の場合は100ドル程度に設定する必要があります。

年内に設立予定の気候クラブにおいて、実際に目標炭素価格が設定されるかは不透明です。しかし、もし目標炭素価格が気候変動の緩和の観点から望ましい水準に設定された場合、クラブ国は自国内の炭素価格を大幅に引き上げる必要に迫られることとなります。

クラブ設立による経済への影響

実際に気候クラブが設立された際には、経済にどのような影響が生じるでしょうか。クラブに目標炭素価格が設けられ、非クラブ国に対し強力なペナルティを課す仕組みが採用された場合、世界経済に大きな影響が生じることは想像に難しくありません。こうした影響を予想するにあたり、UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)がNIESR(英国立経済社会研究所)と共同で開発した気候変動関連の経済シナリオに関する分析が参考になります(図表4)。

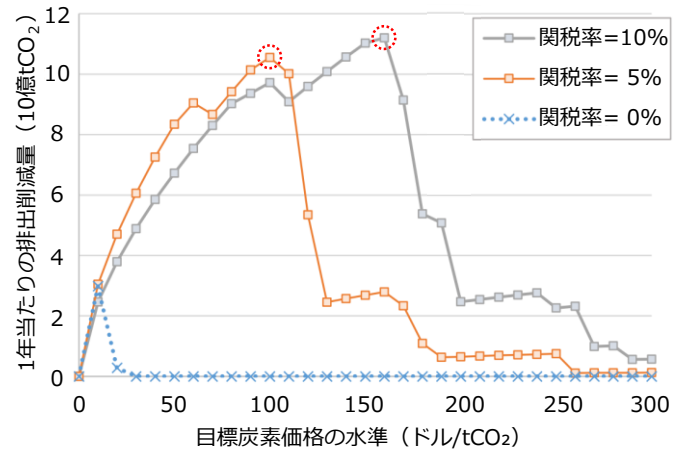
UNEP FIは同分析で、炭素税を導入し排出削減努力を行うクラブ国が非クラブ国に対して関税を課す場合における経済への影響を試算しました。またUNEP FIは、炭素税や関税による税収が公共投資に充てられる場合と公的債務の削減に充てられる場合とで、それぞれ影響を試算しています。同分析によると、クラブ設立1年目の年は、クラブ国・非クラブ国ともに成長率に負の影響が及ぶという試算結果となりました。一方、長期的な影響は、得られた税収の用途によって大きく異なります。試算結果によると、クラブ国が税収で公的債務を削減した場合、クラブ国の成長率は2%以上押し下げられます。しかし、公共投資に税収を充当した場合は、クラブ国の経済を大きく押し上げることとなります。

このUNEP FIの分析は、税収の活用次第で気候変動対応と経済が両立しうる可能性を示唆しています。もっとも、同分析では、非クラブ国の報復関税等の対抗措置は考慮されておらず、もし関税の応酬となった場合は、試算結果よりも経済に下押し圧力がかかる可能性があります。そのため、今後本格化するクラブの制度設計を巡る議論とともに、G7以外の国がクラブにどのような反応を示すかも注目されます。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

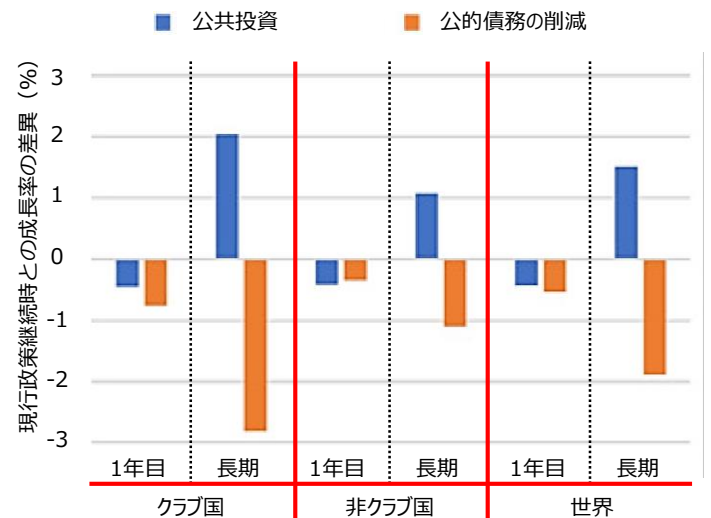
※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

図表3 目標炭素価格と排出削減量の関係(関税率別)



出所: William Nordhaus, 「Climate Club Futures : On the Effectiveness of Future Climate Clubs」を基にアセットマネジメントOneが作成

図表4 クラブ設立による成長率への影響試算(UNEP FI)



※クラブ国は米国、英国、ユーロ圏、中国を想定。

出所: UNEP FI, NIESR 「Economic Impacts of Climate Change: Exploring short-term climate related shocks for financial actors with macroeconomic models」を基にアセットマネジメントOneが作成

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.85%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限年率2.09%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料：上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

【ご注意事項】

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。

● 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

● 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

● 投資信託は、

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。